

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和５年９月２２日（金） 開会 午後３時００分 閉会 午後４時００分
会 場	安城市役所本庁舎３階 第１０会議室
委員会を構成 する委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２７名
出席委員数	法第８条による委員数 １４名 法第１８条による委員数 ２６名
欠席委員	鳥居 英持推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、曾我主査、池田主事、 青山
議事録署名者	４ 杉本 哲哉 委員 １２ 神谷 孝雄 委員

会議の記録

午後 3 時 0 0 分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の 2 名を指名

議事録署名者は 4 杉本 哲哉 委員 1 2 神谷 孝雄 委員

また、欠席者は 1 2 鳥居 英持推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

☐ 日程第 1 第 4 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第 1 第 4 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 3 2 の 1 件です。申請内容は、農地の所有権を移転するためのものです。譲受人の理由は、農業経営基盤の拡大を図るため、譲渡人の理由は、高齢により耕作が困難なためです。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田 3, 9 4 7 m²です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

☐ 日程第 2 第 4 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について及び日程第 4 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは日程第 2 第 4 2 号議案、農地法第 4 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 1 0 番及び 1 1 番の 2 件です。転用施設は、一般個人住宅が 1 件、農家住宅が 1 件です。

申請面積は、登記地目ベースで、田 3 3 1 m²、畑 2 6 5 m²です。

続きまして日程第 3 第 4 3 号議案、農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 8 9 番から 1 0 0 番までの 1 2 件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が 5 件、駐車場・資材置場等の業務用地が 3 件、店舗等施設用地が 1 件、工場用地が 1 件、土石等採取用地が 1 件です。なお、工場用地は申請としては 1 件ですが、土地によって所有権移転と賃借権設定で権利の種類が異なるため、議案書上は 2 件でカウントしております。申請面積は、登記地目ベースで田 1 7, 9 7 9 m²、畑 4, 3 6 1 m²、合計 2 2, 3 4 0 m²です。このうち農地法第 5 条による申請、受付番号 9 2 番につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に【日程第 3 第 4 3 号議案資料】と書かれた資料をご覧ください。

本案件は借受人が、貸渡人の所有する田を転用し、飲食店を設置するものです。受人である有限会社●●は●●町にて主に動物病院を営んでいる法人で、当該動物病院に隣接地である申請地において、動物病院に通うお客さんが待ち時間等に飲食店を利用できることを主な目的として本申請を検討するに至りました。

資料 2 ページが位置図となっており、資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。続いて 3 ページが申請地の隣接地目が分かる資料となっております。

本申請地の立地基準ですが、街区に占める宅地の割合が 4 0 %を超えている区域にある農地に該当するため、第 3 種農地に区分され、許可基準は許可できる農地となります。

次に、資料 4 ページが土地利用計画となっております。雨水の排水計画は敷地内の集水桝にて集水し、申請地南側の道路側溝に放流する計画と、一部砂利敷で自然浸透させる計画となっております。汚水の排水は申請地南側の下水道に放流する計画となっております。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

説明案件を含む 4 条、5 条申請あわせ 1 4 件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積 1, 0 0 0 m²以上の案件については、説明案件の他は、受付番号 9 4 番、9 8 番 9 9 番の一体申請、及び 1 0 0 番で、それぞれ 5 ページから 7 ページにて位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、9 月 1 3 日（水）に岩瀬正則委員と犬塚伊佐夫委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分や

その許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 報告第9号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4報告第9号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号33、34の2件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件です。面積は、田501㎡、畑470㎡の合計971㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号59から62の4件です。転用行為別にみますと、分譲宅地用地が3件、駐車場の設置が1件です。面積は、田535㎡、畑284㎡の合計819㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号135から156の22件です。解約事由別にみますと、売却するため21件、転用のため1件です。面積は、田55,216㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号8の1件です。申請地は20年以上前から宅地として利用しています。面積は、畑4,39㎡となっております。

最後に、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回の調査は、1件です。現地調査の結果、免除対象予定地を農地として利用していました。面積は、田1,065㎡、畑2,641.25㎡、合計3,706.25㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

□ 農用地利用計画変更申出について

上記の議題について曾我主査から次のとおり説明があった。

農用地利用計画変更申出総括表をご覧ください。

これは、令和5年8月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっています。

この手続きは、農用地利用計画という市の計画の区域からの除外と編入の2種類の手続きとなっておりまして、8月の案件につきましては区域からの除外のみとなっております。農振除外や除外と呼ばれる手続きとなりまして、最終的には除外の場合は農地転用を目的としたものとなります。

今回の申出の内訳は農用地区域からの除外が18件、合計54,683.26㎡でした。除外の目的別に見ますと、分家住宅が9件、駐車場用地が2件、その他工場や店舗が7件の合計18件の申出となります。

それぞれ詳細につきましては、状況調書のとおりです。なお、1,000㎡以上の除外案件の位置図と土地利用計画図については事前に資料をお送りしておりますので、内容の確認をお願いします。

なお、現地調査につきましては、9月13日に、岩瀬正則委員と犬塚伊佐夫委員にご協力いただき、実施いたしました。

除外案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続きに移らせていただくことになります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 不耕作地・違反転用農地の指導について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

まずは委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、大変厳しい暑さの中、農地パトロール・現地調査を行っていただきまして、ありがとうございました。

では、本日別にお配りしてございます資料のうち、右肩に「資料1」とある「不耕作地・違反転用農地の指導について」という見出しの付いた資料の1ページをご覧ください。始めに、「(1)指導対象農地の決定について」ご説明いたします。

皆様からご提出いただきました意見書に基づき、事務局職員が担当する地区の現地調査を行いました。

その結果、所有者に指導をすべき農地としたものを5ページ以降のリストに記載してあります。このうち、行に色塗りをしたものは昨年9月の本会での結果報告においてリストに挙がっていなかったもの、つまり、今年度新たに発生したものでございます。

一方、色塗りのないものは昨年度から継続して指導対象としている農地でございますが、こちらには、昨年度の指導でいったん解消されたものの、再び指導対象となったものも含まれております。

不耕作の指導対象農地は、5ページから10ページに記載してございますが、ここでは10ページをご覧ください。こちらに不耕作地の数字をまとめました。まず、不耕作地としての指導対象農地は127筆で90,279㎡、そのうち新たに発生したものは70筆の48,190㎡でございます。

また、違反転用の指導対象農地は、11ページから15ページに記載してございますが、ここでは15ページをご覧ください。こちらに違反転用の数字をまとめました。違反転用農地は99筆、78,143㎡で、そのうち新たに確認されたものは8筆、6,070㎡でございます。

これらの結果を受けての今後のスケジュールですが、本日指導対象農地が決定されますと、不耕作地の所有者には、2ページをご覧ください。こちらにございますように、10月2日付けで、農業委員会会長と市長の連名によるの文書を送付いたします。また、この文書と併せて3ページの「利用意向確認書」を送付し、事務局あてに提出してもらうこととしまして、所有者が貸付けを希望しているのか、あるいは自ら耕作する意思があるのかといったことをいち早く確認できるようにしております。また、違反転用農地の所有者には、同じく連名の4ページの文書を送付してまいります。こちらについても、指導の効果をより高めるために、下線部のように各種の許認可を受ける際に支障が生じる可能性があることを告知するようにしております。

続いて1ページにお戻りください。(2)のスケジュールの4段目のところですが、改善の期限につきましては、10月31日としております。そして11月初旬には推進委員及び農業委員の皆様には再び現地確認をしていただきますが、その際に改善が見られなければ電話、あるいは直接所有者さんに会っていただく方法により解消に向けた指導をお願いすることとなります。したがって10月の間の1か月に関しては指導対象者の是正行為を待つ期間となりますので、11月以降に再び行っていただく現地調査や指導の方法等につきましては来月10月の農業委員会において必要書類をお配りしながら詳しく説明させていただきます。ただし、指導文書には地区担当の委員の氏名が記載してありますので、10月の間にも、指導文書を受け取った方から皆様は何らかの相談があることも当然に考えられます。したがって、まず、担当地区に指導対象の農地があ

る委員の方におかれましては、本日はこの資料1を、個人情報が含まれてはおりますが、必ずお持ち帰りください。そして、そうした相談があった場合への対応方法については、農地パトロールマニュアルを要約した内容を資料1の16ページに記載してございますので、参考にしていただくとともに、特に除外や転用の可否の相談のように判断が難しいことにつきましては、遠慮なく事務局へご相談ください。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 太田 良子委員

少しでも耕作してあれば今までは許してきたのですが、あまりにも道に草が出ている場合は口頭で言った方が良いでしょうか。

○ 池田 主事

ありがとうございます。言った方が良いでしょうかと聞かれると、言った方が良いでしょうと思います。法的にも農地の所有者は全ての農地を適切に管理していただくことになっていきますので、一部だけでもそのような所があれば指導していかないとはいけません。周辺の耕作地への影響を考えると指導していただくのが良いでしょうと思います。

○ 太田 良子委員

わかりました。

○ 神谷 力委員

本人と連絡がつかない場合はどうしたら良いでしょう。例えば、病気で入院している状態。事情がある場合は報告だけしておけば良いでしょうか。

○ 池田 主事

そのような事情もあると思いますので、直接取れなかった場合はそれまでかなと思います。文書は送らせていただいていますので、状況を報告していただければと思います。

○ 神谷 力委員

わかりました。

議長が再度質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 令和6年産米の生産数量目標面積の配分について

では定例会資料の1ページの資料2をご覧ください。令和5年8月31日に、愛知県農業再生協議会から、来年度の本市の米の生産数量目標が示されました。

そして、これを元に市内各集落の生産数量目標面積の配分基準値を算定しますと、一番下にありますように61.3%となります。

次に2ページをご覧ください。左から2番目の(A)列は、各集落の基本面積を示しておりますので、これにただいま申し上げた61.3%を掛けた数字が、(B)列の、米の作付目標面積になります。また、その右隣の列は、転作面積を示しております。

こちらの説明は以上です。

2 配付物

9月7日に愛知県農業会議主催で開催された、農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会をご欠席された委員の方に、研修会の資料を配付させていただきましたので、お時間のあるときにお読みいただきたいと思います。また、のうねん9月号をお手元に配付しました。

3 次回予定

10月23日(月)運営委員会と定例会を予定しておりますが、定例会の会場は大会議室になりますので、お間違えの無いようお願いします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後4時00分、議長は閉会を宣する。